

平成30年度第1回運営評議会資料 (平成30年11月20日開催)

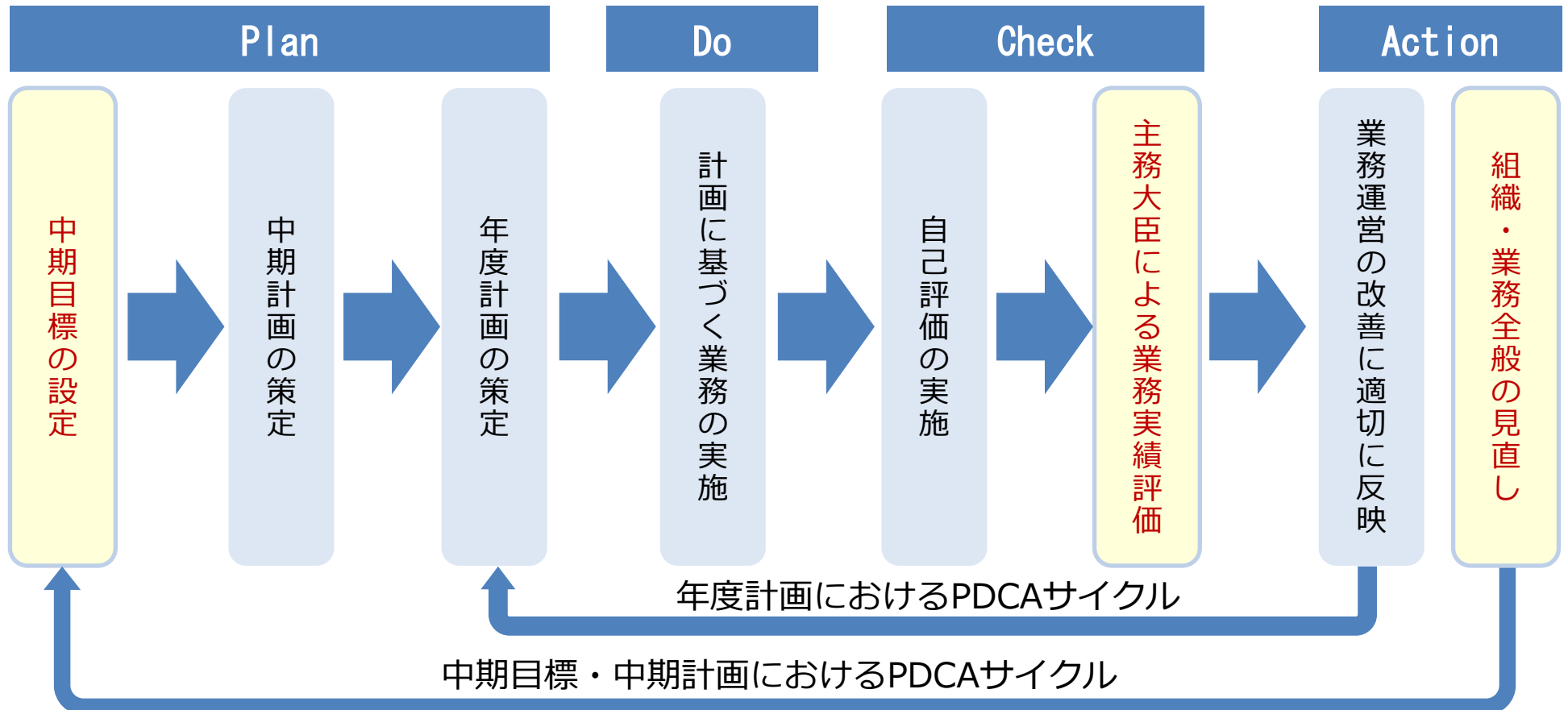
目 次

◎独立行政法人の業務実績評価の概要	2
◎第3期中期目標期間見込業務実績及び年度業務実績評価のポイント（自己評価及び大臣評価）	
中期目標・計画の項目及び評価（一覧）	4
評価のポイント	7
1. 奨学金事業	
・ I.2.(1) 奨学金貸与の的確な実施状況	9
・ I.2.(2) 給付型奨学金事業の実施状況	10
・ I.2.(4) 当年度分回収率 /総回収率	11
・ I.2.(4) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	12
・ I.2.(4) 所得連動返還型奨学金制度の実施状況	13
・ I.2.(5) 情報提供等の実施状況	14
2. 留学生支援事業	
・ I.3.(1) 日本留学試験の応募者数	16
・ I.3.(2) 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	17
・ I.3.(5) 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況（官民協働海外留学支援制度：トビタテ！留学JAPAN）	18
3. 学生生活支援事業	
・ I.4.(2) 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	20
4. その他	
・ I.5.(2) 寄附金事業の実施状況	22
・ Ⅲ.(1) 収入の確保等	22
・ Ⅱ.3.(3) 個人情報保護の徹底に係る実施状況	23
◎独立行政法人日本学生支援機構の見直し内容	24

独立行政法人の業務実績評価の概要

主務（文部科学）大臣が定めた中期目標を達成するため、独立行政法人（日本学生支援機構）は中期計画・年度計画を策定した上で業務を実施し、実施した業務実績に関する自己評価を行い、さらに主務（文部科学）大臣の評価を受けることが定められている（業務実績評価）。

中期目標期間の最終年度（日本学生支援機構においては今年度が該当）には、年度評価に加え、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（見込評価）を行うことが定められている。見込評価の結果は、機構の組織及び業務の全般的な見直しと、次期中期目標の策定において活用される。



第3期中期目標期間見込業務実績及び年度業務実績評価のポイント (自己評価及び大臣評価)

中期目標・計画の項目及び評価の一覧 (1/3)

(文部科学大臣による年度評価・中期目標期間評価の評定。平成30年度に実施した平成29年度評価・見込評価についてはJASSO自己評価を併記。)

項目	評価指標	文部科学大臣評価						H30実施自己評価		
		年度評価					中期目標期間評価		H29	見込評価
		H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価		
全体の評価										
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置										
1 共通的事項										
(1) 透明性及び公平性の確保										
	運営評議会の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	
	外部評価の実施状況	B	B					B	B	
(2) 広報・広聴の充実										
	広報活動の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	
	広聴活動の実施状況	B	B					B	B	
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施										
	学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	
(4) 情報セキュリティ対策の実施										
	情報セキュリティ対策の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	
2 奨学金貸与事業										
(1) 奨学金貸与の的確な実施										
	奨学金貸与の的確な実施状況	B	B	A	B	B		B	B	
(2) 給付型奨学金事業の実施										
	給付型奨学金事業の実施状況				B	B		B	B	
(3) 適格認定の実施										
	適格認定の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	
(4) 返還金の回収促進										
①返還金回収状況の把握と分析	回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B					B	B	
②回収の取組	当年度分回収率	A	A					A	A	
	要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B					C	C	
	総回収率	A	A					A	A	
	リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B	B	B	B		B	B	
	初期延滞における督促の実施状況	B	B					B	B	
	中長期延滞における督促の実施状況	B	B					B	B	
	法的処理の実施状況	B	B					B	B	
	延滞者の実態調査の実施状況	B	B					B	B	
	住所調査の実施状況	B	B					B	B	
	個人信用情報機関の活用状況	B	C					B	B	

項目	評価指標	文部科学大臣評価						H30実施自己評価		
		年度評価					中期目標期間評価		H29	見込評価
		H26	H27	H28	H29	H30	見込評価	期間評価		
③機関保証制度の運用	機関保証制度の運用状況	B	B						B	B
④減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用	減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の適切な運用状況	B	B						B	B
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入	所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B						B	B
(5) 情報提供等の充実										
	情報提供等の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	B
(6) 学校との連携強化										
	学校との連携の実施状況	B	B	B	B	B		B	B	B
3 留学生支援事業										
(1) 日本への留学前の学生に対する支援										
①日本留学に関する情報提供等の充実	日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B						B	B
②日本留学試験の適切な実施	日本留学試験の実施状況 年間応募者数	B	B	B	B	B		B	A	A
	収支改善に係る検討状況	B	B						B	B
③日本語教育センターにおける教育の実施	質の高い教育の実践状況 留学生受入れに係る取組状況 卒業予定者の満足度	B	B						B	B
		A	B						A	A
(2) 外国人留学生に対する在学中の支援										
①外国人留学生に対する学資金の支給	外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B						B	B
②外国人留学生に対する宿舎の支援等	国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況 東京国際交流会館における収支の改善状況 兵庫国際交流会館における収支の改善状況 東京国際交流会館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B	B					B	B	B
		B	C	B	B	B		B	B	A
		B	B						B	B
③外国人留学生等の交流推進	国際交流事業の実施状況	B	B						B	B

中期目標・計画の項目及び評価の一覧 (2/3)

項目	評価指標	文部科学大臣評価						H30実施 自己評価		
		年度評価					中期目標期 間評価		H29 見込 評価	見込 評価
		H26	H27	H28	H29	H30	見込 評価	期間 評価		
(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援		B	B							
①外国人留学生に対する就職支援	外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B	B	B			B	B	
②外国人留学生に対するフォローアップ	外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B					B	B	
(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実		B	B	B	B					
	海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B					B	B	
(5) 日本人留学生に対する学資金の支給		B	B							
	日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B	B			B	B	
(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援		B	B							
	日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B	B	B			B	B	
4 学生生活支援事業										
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実		B	B							
	学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B	B	B			B	B	
(2) 障害のある学生等に対する支援の充実		B	B							
	障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B	B	B			B	B	
	障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B					B	B	
(3) キャリア・就職支援の実施		B	B							
	キャリア・就職支援の実施状況	B	B	B	B			B	B	
5 その他の附帯業務										
(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力		B	B							
	高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B	B	B			B	B	
(2) 寄附金事業の実施		B	B							
	寄附金事業の実施状況	B	B	B	A			B	A	

項目	評価指標	文部科学大臣評価						H30実施 自己評価		
		年度評価					中期目標期 間評価		H29 見込 評価	見込 評価
		H26	H27	H28	H29	H30	見込 評価	期間 評価		
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置										
1 業務の効率化										
(1) 一般管理費等の削減		B	B							
	一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	A	A						B	
	業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	A	A	B	B			B	A	
	奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B						B	
	政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B						B	
(2) 外部委託等の推進		B	B							
	外部委託の実施状況	B	B	B	B			B	B	
(3) 契約の適正化		B	B							
	契約の適正化に係る実施状況	B	B	B	B			B	B	
(4) 情報システムの活用		B	B							
	業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B	B	B			B	B	
2 組織の効果的な機能発揮										
	組織改善の状況	B	B	B	B			B	B	
3 内部統制・ガバナンスの強化										
(1) 事業の確実な実施		B	B							
	ガバナンス確保の状況	B	B	B	B			B	B	
(2) 監査の実施		B	B							
	内部監査の実施状況	B	B	B	B			B	B	
(3) コンプライアンスの推進		B	B							
	コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B	B	B			B	B	
	個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	C						B	
	情報公開の実施状況	B	B						B	

中期目標・計画の項目及び評定の一覧 (3/3)

項目	評価指標	文部科学大臣評価							H30実施 自己評価	
		年度評価					中期目標期 間評価		H29	見込 評価
		H26	H27	H28	H29	H30	見込 評価	期間 評価		
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画										
(1) 収入の確保等	収入の確保等の状況	B	B	B	B		B		B	A
(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B	B	B		B		B	B
(3) 予算	予算の執行状況	B	B	B	B		B		B	B
(4) 収支計画	計画と実績の対比	B	B	B	B		B		B	B
(5) 資金計画	計画と実績の対比	B	B	B	B		B		B	B
Ⅳ 短期借入金の限度額										
	短期借入金の調達状況	B	B	B	B		B		B	B
Ⅴ 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財										
	国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B	B		B		B	B
Ⅵ 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財										
	職員宿舍の処分に係る実施状況	-	-	B	B		B		B	B
Ⅶ 剰余金の使途										
	剰余金の活用状況	-	-	-	-		-		-	-
Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項										
1	施設及び設備に関する計画	B	B	B	B		B		B	B
	施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B	B	B		B		B	B
2	人事に関する計画	B	B	B	B		B		B	B
(1)	方針	B	B	B	B		B		B	B
	人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B	B	B		B		B	B
(2)	人事に係る指標	B	B	B	B		B		B	B
	業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B	B	B		B		B	B
3	中期目標の期間を超える債務負担	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	/	/	/	/	/	/	/	/	/
4	積立金の使途	-	-	-	-		-		-	-
	積立金の利用状況	-	-	-	-		-		-	-

各項目の評定基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする。

S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

評価のポイント

以下の観点からポイントとなる主な項目（14）について次頁以降に事業別に整理。

【ポイント1】 今期の年度評価（平成26年～平成29年度）又は見込評価で一度でもB以外の評価が付された主な項目

- A I.2.(1) 【奨学】奨学金貸与の的確な実施状況（p.9）
- I.2.(4).② 【奨学】当年度分回収率（p.11）
- I.2.(4).② 【奨学】総回収率（p.11）
- I.3.(1).② 【留学】日本留学試験の応募者数（p.16）
- I.5.(2) 【その他】寄附金事業の実施状況（p.22）
- Ⅲ.(1) 【その他】収入の確保等（p.22）
- C I.2.(4).② 【奨学】要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率（p.12）
- Ⅱ.3.(3) 【その他】個人情報保護の徹底に係る実施状況（p.23）

【ポイント2】 今期に法令、制度等の新設・改廃があった主な項目

- ・ I.2.(2) 【奨学】給付型奨学金事業の実施状況（平成29年度～）（p.10）
- ・ I.2.(4).⑤ 【奨学】所得連動返還型奨学金制度の実施状況（平成29年度～）（p.13）
- ・ I.2.(5) 【奨学】情報提供等の実施状況（スカラシップ・アドバイザー派遣事業:平成29年度～）（p.14）
- ・ I.3.(2).② 【留学】国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況（国際交流会館の売却:平成27年度～）（p.17）
- ・ I.3.(5) 【留学】日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況（トビタテ！留学JAPAN:平成26年度～）（p.18）
- ・ I.4.(2) 【学生】障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況（障害者差別解消法の施行:平成28年度～）（p.20）

1. 奨学金事業

1. 奨学金事業

1.2.(1)奨学金貸与の的確な実施

1.2.(2)給付型奨学金事業の実施状況

文部科学大臣評価

H26 [B] H27 [B] **H28 [A]** H29 [B] 見込 [B]

※H28は、給付型奨学金事業の導入準備を実施した点も含めた評価

◎第3期中期目標

- ・ **真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう**、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。
- ・ また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、**修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう**、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

<文部科学省有識者意見>

「真に支援を必要とする者への貸与」「修学を行う上で真に必要な額の貸与」という明確な目標のもと適切に基準の見直しを行ったことを高く評価したい。その結果として平成29年度に第一種奨学金について経済基準を満たす希望者全員への貸与が実現したことは画期的といえる。なお、これが在学中の適格認定や奨学金返還等にどのような影響を及ぼすのか今後注視していくことが重要である。

基準の見直し等

- 申込時に把握した奨学金適格者の収入分布や「家計調査年報」等のデータに基づき、各世帯の教育費負担の実態に合わせた適切な基準となるよう**家計基準を見直し**した。
- 経済的不安により進学を断念せざるを得ないような**低所得世帯**（家計支持者が住民税所得割非課税）の生徒について、大学等への進学を後押しするため、**第一種奨学金の学力基準（平均評定3.5以上）を実質的に撤廃**。（29年度第一種奨学金採用者から適用）
 - ※「**特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること**」又は「**大学等にのける学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること**」で対応。
- 第一種奨学金について、基準を満たしつつも予算の制約から貸与できない「**残存適格者**」を解消、**基準を満たす希望者全員への貸与**を実現。（29年度第一種奨学金採用者から適用）

第一種奨学金の月額見直し（平成30年度入学者から適用）

- ① 下表***赤字**の月額を追加し、真に必要な最小限の貸与を受けられるようにした。
- ② **家計支持者の年収が一定額を超える場合**（例えば、国公立・自宅通学・3人世帯で家計支持者の給与所得が603万円を超える場合）、**各区分の最高月額を選択不可**とした。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
	30,000円	*40,000円	*40,000円	*50,000円
	*20,000円	30,000円	30,000円	*40,000円
	-	*20,000円	*20,000円	30,000円
短期大学、高等専門学校(4,5年生)、専修学校	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	30,000円	*40,000円	*40,000円	*50,000円
	*20,000円	30,000円	30,000円	*40,000円
	-	*20,000円	*20,000円	30,000円
	-	-	-	*20,000円

第二種奨学金の月額見直し（平成30年度以降、貸与中の者を含む希望者に適用）

下表***赤字**の月額を追加し、1万円刻みで真に必要な最小限の貸与を受けられるようにした。

進学先	国公立／自宅・自宅外通学共通
大学、短期大学、高等専門学校(4,5年生)、専修学校（専門課程）	*20,000円 、30,000円、 *40,000円 、50,000円、 *60,000円 、 *70,000円 、80,000円、 *90,000円 、100,000円、 *110,000円 、120,000円

貸与額の適正化に向けた取組（例）

- 第一種と第二種の**併用貸与者**のうち、**第二種奨学金の最高月額（12万円）の貸与を希望する者に対して指導等**を実施。（28年度採用者から適用）
- 選択可能な月額をより細やかに設定。（右表）

■自己評価 H26 [B] H27 [B] **H28 [A]** H29 [B] 見込 [B]

中期目標で指示された基準の見直し等を確実に行うとともに、第一種奨学金について、平成29年度入学者より、基準を満たす者全員の採用を実現するとともに、低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃するなど、「真に支援を必要とする者への貸与」を推進した。

1. 奨学金事業

I.2.(1)奨学金貸与の的確な実施

I.2.(2)給付型奨学金事業の実施状況 (H29年度追加)

文部科学大臣評価 ※H28年度は「奨学金貸与の的確な実施」においてA評価

H26 [-] H27 [-] H28 [-] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標 <平成29年度追加>

意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、**平成29年度から給付型奨学金事業を開始**し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。

<文部科学省有識者意見>

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするという観点から、あらたに給付型奨学金制度を導入したことの意義はきわめて大きい。

給付奨学金制度の概要

1. 給付対象：大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）の学生、専修学校専門課程の生徒 各年度2万人

2. 給付金額：国・公立：自宅通学2万円・自宅外通学3万円

私立：自宅通学3万円・自宅外通学4万円

※社会的養護を必要とする者には、別途一時金24万円を採用時に支給

※国立進学者が、授業料の全額免除を受ける場合、給付金額を減額（自宅外通学3万円→2万円、自宅通学2万円→0円）

3. 推薦基準：機構が示すガイドラインを踏まえ、各高等学校等において策定

（家計要件）以下のいずれかに該当すること

① 家計支持者（父母）が住民税（所得割）非課税である者 ②生活保護受給世帯の者 ③社会的養護を必要とする者

※①の場合は、第一種奨学金の家計基準を満たすこと、①・③の場合は別途定める資産の要件を満たすことも必要。

（学力・資質要件）以下のいずれかを満たすこと者

ア 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

ウ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

先行実施 平成29年度は、私立の自宅外生、社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等）**2,503人**を採用。



本格実施 平成30年度は、**21,139人**の採用候補者を、平成29年度中に決定の上、**18,649人**を採用。

制度の導入・実施に当たっては、機構内の組織を再編して「貸与・給付部」を設置するとともに、学校関係者への説明、特設電話を設置しての相談対応、案内資料の配付・ホームページへの掲示など、周知を丁寧に行った。

また、学資支給基金を造成し（平成30年度105億円）、区分経理を行うなど、実施財源を適切に管理している。

■自己評価 H26 [-] H27 [-] H28 [-] H29 [B] 見込 [B]

必要な体制を構築し、文部科学省と連携協力しつつ制度創設の準備を着実に進め、29年度の先行実施を経て、30年度から本格実施している。

1. 奨学金事業

I.2.(4) ②当年度回収率

I.2.(4) ②要返還債権数に占める当該年度新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率

I.2.(4) ②総回収率

文部科学大臣評価

H26-27は細目で評価

H28以降は小項目(4)全体での評価

H26 [A] H27 [A]

H26 [C] H27 [B]

H26 [A] H27 [A]

H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標：返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保

- ・ 今中期目標期間中の**当年度分の回収率**を**中期目標期間中に96%**とする。
- ・ 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を、前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に**20%以上改善**する。
- ・ **総回収率**を**中期目標期間中に83%以上**にする。

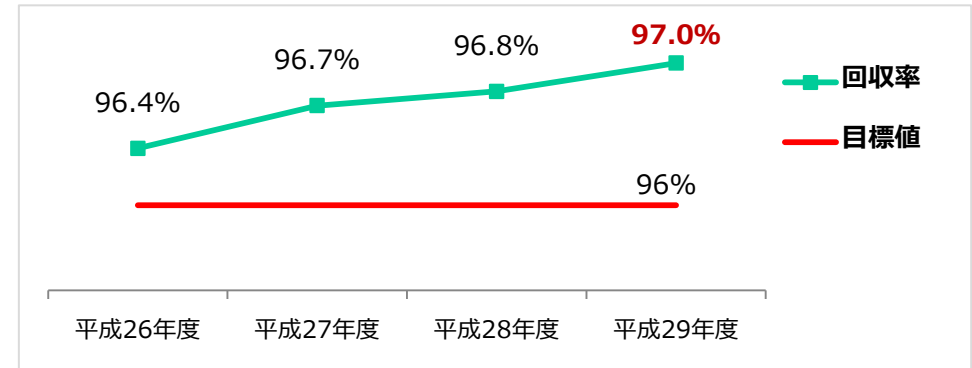
＜文部科学省有識者意見＞

- ・ 当年度分回収率が計画値を大きく上回ったことは、返還金回収への様々な取組みが適切かつ効果的に機能した結果であると評価できる。
- ・ 総回収率が計画値を大きく上回ったことも回収への取組みの総合的な成果といえる。様々な対策努力の成果が出ており高く評価できる。

外部有識者等で構成される「債権管理・回収等委員会」からの提言等を踏まえ、大学等とも連携し、在学中の指導を含めた返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託等により、返還金の確実な回収に取り組んでいる。

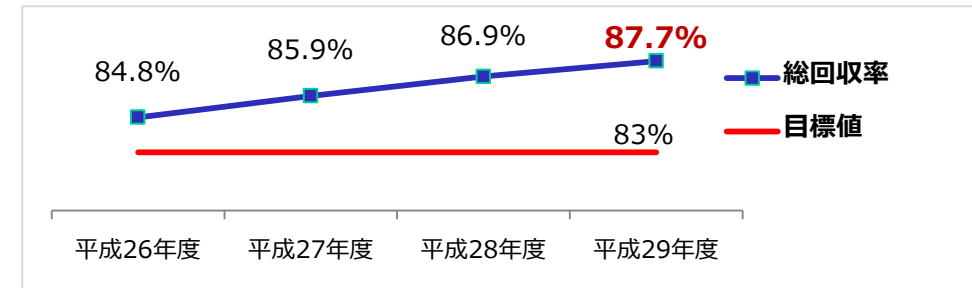
当年度回収率（当該年度に返還期日が到来する債権の回収率）（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要回収額	507,056	542,460	579,290	615,539
回収額	488,633	524,504	560,984	596,891
回収率	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%
新規返還者の要回収額	23,979	24,573	24,610	24,529
新規返還者の回収額	23,306	23,932	23,948	23,882
新規返還者の回収率	97.2%	97.4%	97.3%	97.4%



総回収率（当該年度に返還されるべき債権の回収率）（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要回収額	590,929	626,171	661,277	696,507
回収額	501,100	538,172	574,655	611,092
回収率	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%



■自己評価

当年度回収率 : H26 [A] H27 [A] H28 [A] H29 [A] 見込 [A]

新規3ヶ月延滞 : H26 [C] H27 [B] H28 [C] H29 [C] 見込 [C]

総回収率 : H26 [A] H27 [A] H28 [A] H29 [A] 見込 [A]

外部有識者等の提言を踏まえた取組により、回収率は年々改善し、既に中期目標で示された数値を上回っている。

1. 奨学金事業

I.2.(4) ②当年度回収率

I.2.(4) ②要返還債権数に占める当該年度新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率

I.2.(4) ②総回収率

文部科学大臣評価

H26 [A] H27 [A]

H26 [C] H27 [B]

H26 [A] H27 [A]

H26-27は細目で評価

H28以降は小項目(4)全体での評価

H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

◎第3期中期目標：返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保

- ・今中期目標期間中の当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とする。
- ・要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を、前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に**20%以上改善**する。
- ・総回収率を中期目標期間中に83%以上にする。

＜文部科学大臣評価指摘＞

貸与中の指導の充実等により、奨学生の返還意識の涵養を図るなど、さらなる延滞防止策を検討する必要がある。

＜文部科学省有識者意見＞

新規を限定せずに要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権となった債権数全体の削減率を見てみると、各年度において着実に改善が図られ、平成29年度には対平成25年度削減率で30.64%に達している。次期中期目標における指標として、回収不能見込額の算定との整合性等を見据えた総合的な評価指標を検討していくべきである。

新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権の状況

	H25 *基準	H26	H27	H28	H29
要返還債権数(A)	3,788,801件	3,998,668件	4,191,181件	4,359,961件	4,525,691件
新規3ヶ月以上延滞債権数(B)	34,890件	35,031件	33,846件	36,956件	39,775件
割合(B/A)	0.921%	0.876%	0.808%	0.848%	0.879%
B/Aの対H25削減率	計画	6.02%	10.40%	14.28%	17.19%
	実績	この数値を20%削減	4.89%	12.27%	7.93%
評定	-	C	B	C	(D)

□H29評定基準

S：質的に顕著な成果

A：20.63%以上

B：17.19%以上
20.63%未満

C：13.75%以上
17.19%未満

D：13.75%未満

当該債権の要返還債権に占める割合(B/A)は**0.9%程度と小さく、施策の効果が現れにくい面はあるものの、**

- ・SMSを用いた働きかけ
- ・学校と連携した働きかけ
- ・適切な貸与金額選択の促進

など、外部有識者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」の提言等を踏まえ、考えられる策を積極的に講じている。

新規以外も含む、3ヶ月以上延滞債権全体の状況

	H25	H26	H27	H28	H29
要返還債権数(A)	3,788,801件	3,998,668件	4,191,181件	4,359,961件	4,525,691件
3ヶ月以上延滞債権数(C)	201,064件	185,544件	175,482件	171,014件	166,577件
割合(C/A)	5.307%	4.640%	4.187%	3.922%	3.681%
C/Aの対H25削減率	-	12.57%	21.10%	26.10%	30.64%

■自己評価

当年度回収率：H26 [A] H27 [A] H28 [A] H29 [A] 見込 [A]

新規3ヶ月延滞：H26 [C] H27 [B] H28 [C] H29 [C] 見込 [C]

総回収率：H26 [A] H27 [A] H28 [A] H29 [A] 見込 [A]

当該指標の改善率は4.56%となっており、形式的にはD評定となるが、**新規以外を含む3ヶ月以上延滞債権全体**については、**回収率が年々向上し、30.64%もの改善**が実現しており、「返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する」との中期目標の趣旨からいえば、「抜本的な改善を要すること」を指すD評定とすることは適当ではないと考えられる。

◎第3期中期目標

所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。

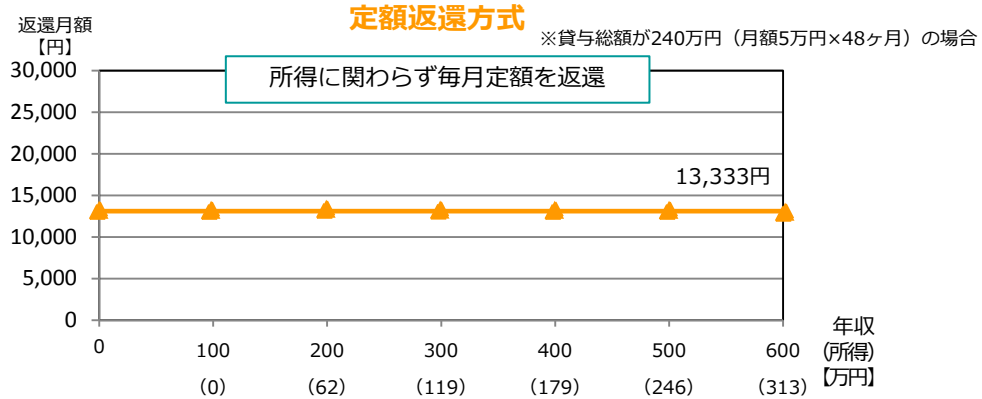
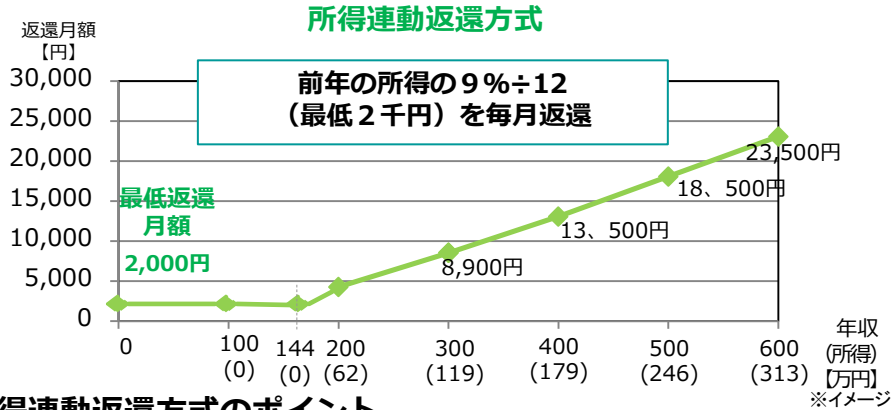
＜文部科学省有識者意見＞

所得連動返還型奨学金制度について、選択率が高いとは言えず、制度の趣旨を学生のみならずその保護者や教員等の学生が意見を求める周囲の第三者についても浸透を図るべきである。その際、スカラシップ・アドバイザー等の啓発も検討すべきではないか。

所得連動返還方式の導入に向け、文部科学省に設置された有識者会議による検討が進められる

新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について(審議まとめ)
(平成28年9月、所得連動返還型奨学金制度有識者会議)

平成29年度より、第一種奨学金採用者について従来の定額返還方式との選択制として制度を開始



所得連動返還方式のポイント

- 毎年度の所得を確実に捕捉するため、**個人番号(マイナンバー)の提出が必須**
- 保証制度は**機関保証の選択が必須**

制度開始に当たっては、高等学校等に対し、新方式の概要を紹介する生徒向けのリーフレットを配布するとともに、ホームページにも掲載するなど、きめ細やかに周知。

平成29年度第一種奨学金採用者のうち、15.7%が所得連動返還方式を選択。



リーフレット(平成30年度)

■自己評価 H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

マイナンバーの収集・活用を含めて準備を確実に行うとともに、高校生等に対し各種媒体等を通じて丁寧に周知を行うなど、新制度を円滑に導入・実施している。

◎第3期中期目標

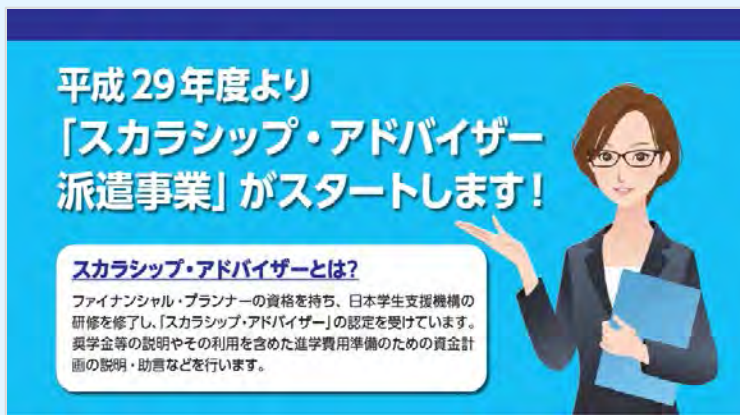
奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

＜文部科学省有識者意見＞

高校生に関しては指導する教員や保護者の影響力が大きいことから、教員や保護者への説明を拡充していくと効果的だと思われる。また、積極的な広報の改善は評価できる。

ホームページの充実を図り、平成29年度には7,186万件（うち奨学金コーナー5,437万件：75.7%）のアクセス（過去最高。26年度の95.7%増）。さらに、平成29年度より「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」を開始し、生徒や保護者、教員等に対して直接、説明・助言を実施。

■スカラシップアドバイザー派遣事業



全国の高等学校等、PTA、教育委員会等からの派遣申込に応じ、養成した「スカラシップ・アドバイザー」を無償で派遣し、奨学金等や、その利用を含めた進学費用準備のための資金計画の説明・助言を実施。

【平成29年度の取組状況】

養成プログラムの実施

受講者を募集し、全国10地区で研修を実施し、養成プログラムの修了者（確認テスト合格者）について、スカラシップ・アドバイザーの認定を行い(2,596人)、認定証を交付。

スカラシップ・アドバイザーの派遣

平成29年10月より申込受付を開始し、平成29年12月より宮城県にて先行派遣、平成30年1月より全国派遣を行った。(平成29年度内派遣件数 181件)
(平成30年度派遣申込数 641件 (平成30年11月1日現在))

■その他の情報提供の取組（主なもの）

- ◆ 奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付
- ◆ YouTubeによる入門動画「そうだったのか！奨学金」等の配信
- ◆ 奨学金事業への誤解を解くデータ・ファクト集「奨学金事業への理解を深めていただくために」の作成
- ◆ 奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進
- ◆ スカラネット・パーソナルの利用促進
- ◆ 高校等教員向け冊子「進学マネー・ハンドブック」の作成
- ◆ ガイダンスDVDの作成 など



■自己評価 H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

ホームページだけでなく、YouTubeなど学生・生徒等にとって身近な媒体も新たに活用するとともに、平成29年度からは、スカラシップ・アドバイザー派遣事業を開始し、直接説明・助言を行うなど、わかりやすい情報提供に努めた。

2. 留学生支援事業

I.3.(1) 日本留学試験の応募者数

◎第3期中期目標

海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、**中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計（219,393人）を上回ること**

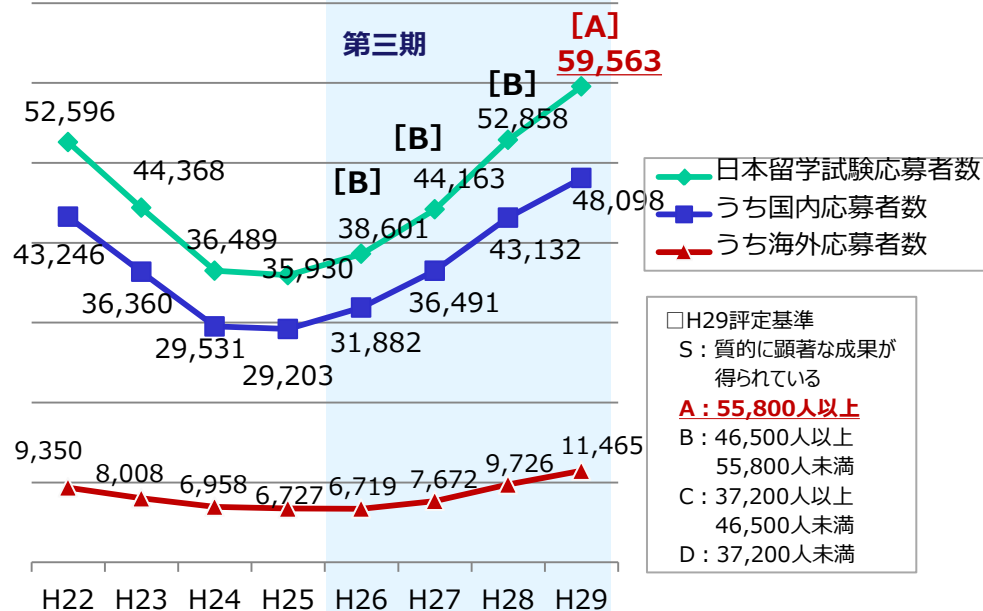
<文部科学省有識者意見>
 応募者の計画値以上の増加は評価できる。

日本留学試験は、外国人留学生として日本の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に実施する試験。年2回、国内16都道府県、海外14か国・地域（17都市）で実施。

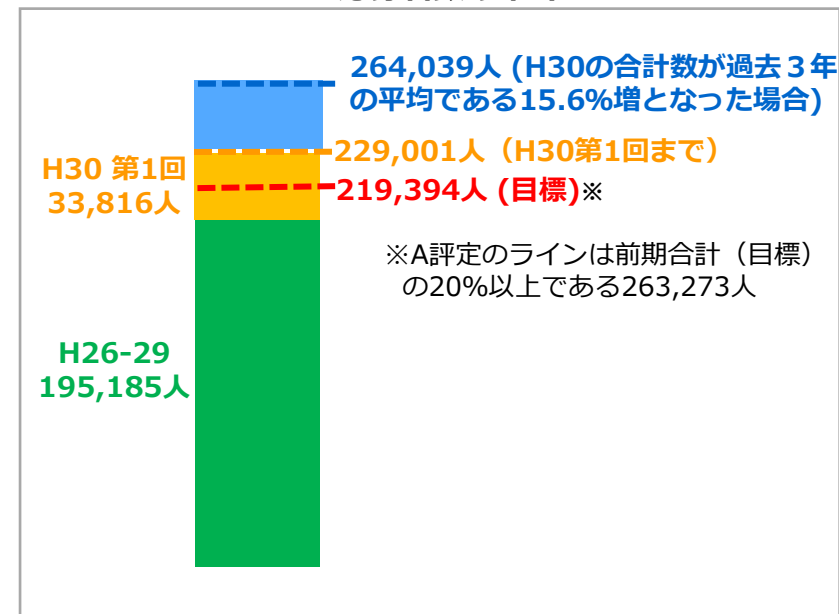
応募者の増加に向け、国内においては、日本語教育機関等への広報、大学・専門学校等への利用の働きかけ等を、海外においては、海外事務所による広報等を積極的に行ったことにより、今期において応募者は年々増加し、平成30年度第1回時点で中期目標の数値を上回っている。

応募者数の推移

(単位：人)



応募者数の累計



さらに、応募者等の利便性を向上させ、試験の利用を拡大するために「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発を完了し、平成30年2月より稼働を開始。

■自己評価 H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [A] 見込 [A]

国内外における広報など、応募者の増加に向けて積極的に取り組んだ結果、既に目標を達成し、今後大幅な上積みが見込まれる。

◎第3期中期目標

札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。

■経緯

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）により、東京、兵庫以外の4つの国際交流会館については、「売却交渉を進める」とこととされた。

■売却等の状況

平成30年4月1日をもって、全ての売却等が完了。

(1)大分国際交流会館

平成28年1月28日付けで学校法人立命館と不動産売買契約締結。同年3月31日に引渡し。（売却によって生じた収入71,163,281円を国庫納付）

(2)福岡国際交流会館

平成28年6月16日付けで公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団と不動産売買契約締結。同年6月30日に引渡し。（売却によって生じた収入6,205,678円を国庫納付）

(3)札幌国際交流会館

平成29年12月12日付けで札幌市と不動産譲渡契約締結。平成30年3月31日に引渡し。（無償譲渡）

(4)金沢国際交流会館

平成30年3月16日付けで石川県と不動産譲渡契約締結。同年4月1日に引渡し。（無償譲渡）

■売却等が完了するまでの取組

売却等が完了するまでの間においても、入居者へのサービスに努め、高い満足度を維持した。

入居者の満足度

	26年度	27年度	28年度	29年度
満足度に関する設問の回答者数	292人	293人	79人	79人
回答者のうち満足と答えた者	276人	283人	78人	78人
満足と答えた者の割合	94.5%	96.6%	98.7%	98.7%

※平成26・27年度については、札幌・金沢・福岡・大分4館入居者の満足度。
平成28・29年度については札幌及び金沢2館入居者の満足度。

また、居室を大学等に対して貸し出す方式（札幌、金沢）や、在籍大学等の推薦により入居者を決定する方式（福岡、大分）等により、入居者の低下や収支の悪化を防いだ。

※ 最終年度の入居率：札幌、金沢100%、福岡92.6%、大分75.7%

■自己評価 H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

中期目標どおり4会館の売却等を完了するとともに、それまでの間においても、入居者への配慮等を適切に行った。

◎第3期中期計画

- ・官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、
日本人留学生の海外留学を促進する。
- ・民間企業等からの寄付金を募り、計画的に運営する。

<文部科学省有識者意見>

あまり世間に広く認知されていないのが非常に残念である。次代を担う多くの意欲ある学生がこの素晴らしい留学制度を目指すよう、メディアなどで取り上げてもらえるように働きかけると良いと思われる。

平成26年度より民間企業等からの寄附金をもって、**官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～**を実施。

■ 制度の概要

在籍する学校が教育上有益な学修活動と認める留学計画を審査し、採用された学生等に奨学金等を支給、事前・事後の研修等を提供。

日本代表プログラム
大学生等コース

理系、融合系人材コース／新興国コース／世界トップレベル大学等コース／多様性人材コースの4コース

奨学金（月額） 留学先地域により16万円又は12万円(家計基準を超える場合6万円)、**留学準備金**15万円(アジア)、25万円(アジア以外)

授業料（定額） 30万円（1年以内の留学）、60万円（1年を超える留学）

※H29 前期以降の支援内容

日本代表プログラム
高校生コース

アカデミック（テイクオフ、ショート、ロング）／プロフェッショナル／スポーツ・芸術／国際ボランティアの4分野

アカデミック（ロング）**授業料**（上限30万円）、**現地活動費（月額）** 留学先地域、留学期間により10～14万円

往復渡航費10万円（アジア）、20万円（他）**事前・事後研修参加費** 国内旅費の一部

それ以外 **奨学金（一括）** 留学先地域、留学期間により24万円～95.5万円

事前・事後研修参加費 国内旅費の一部 ※H28以降の支援内容。家計基準を超える場合、研修参加費を除き0.6を乗じた額。

日本代表プログラム
地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲がある学生・生徒を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援

奨学金（月額） 留学先地域により16万円又は12万円(家計基準を超える場合6万円)、**留学準備金**10万円(アジア)、20万円(アジア以外)

授業料（定額） 30万円（1年以内の留学）、60万円（1年を超える留学）

■ 募集・採用の状況

(単位：人)

		H26	H27	H28	H29	H30	累計
大学生等	申請者	1,700	2,074	3,220	3,275	3,505	13,774
	採用者	323	660	950	1,115	1,092	4,140
高校生	申請者	－	514	2,058	1,954	2,108	6,634
	採用者	－	303	511	501	538	1,853

■ グローバル人材育成コミュニティに係る寄附金受入状況 (単位：百万円)

H26	H27	H28	H29	累計
2,398	1,816	1,490	1,436	7,140

※従来からの企業訪問等に加え、平成29年度より、個人寄附説明会の開催、オンライン寄附システムの導入など、**個人寄附の受け入れ促進**に取り組んでいる。

■ 自己評価 H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]

寄附金の確保を図りつつ、募集、採用、奨学金等の支給、事前・事後研修の実施等を適切に行った。

3. 学生生活支援事業

◎ 第3期中期目標

障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。

＜文部科学省有識者意見＞

障害学生支援の体制整備のための研修、セミナー等の開催に当たっては、参加者を各大学から集め層の底上げが必要と考える。

障害のある学生等の増加や、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**における**合理的配慮の提供義務**（国公立は義務、私立は努力義務）等の施行（平成28年4月）を踏まえ、障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するため、情報の収集・分析・提供、大学教職員等に対する研修・セミナー等を実施。

障害者差別解消法の施行に伴う障害学生支援の理解促進・普及啓発に係る事業

- 「体制整備支援セミナー」の開催（毎年度）→平成30年度より「障害学生支援理解・啓発セミナー」に改称（人）
- 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」の改訂（H27年3月）
- 「障害のある学生への支援・配慮事例」の収集・公表（H27年4月）
- 「障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」の発行（H29年7月）
- 「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」の発行（H30年3月）

発達障害学生支援に係る事業

- 「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の開催（毎年度）
※テーマの例：初等中等教育機関から高等教育機関への接続、連携 等
- 「障害学生支援ワークショップ」の開催（H26,27年度）

実務者育成等に係る事業

- 障害学生支援実務者育成研修会（基礎／応用プログラムに分け毎年度開催）
- 「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催（毎年度）

調査・分析に係る事業

- 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（毎年度）

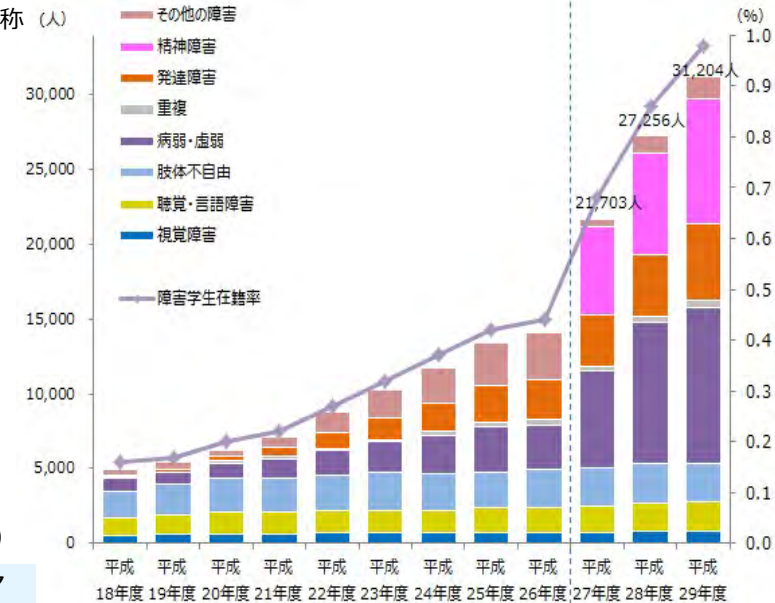
上記研修、セミナー等の開催に当たっては、参加した大学教職員等に対し、満足度を含めたアンケートを実施し、開催報告としてHPで公表。平成30年度からは実施の数ヶ月後にその後の取組に関するアンケートを実施予定。

※ 満足度の例（H29平均）体制整備支援セミナー97.4% 専門テーマ別セミナー95.8%

■ 自己評価 **H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [B]**

「障害者差別解消法」の合理的配慮規定の施行等を踏まえ、大学等における好事例を始めとする情報の収集・分析・提供、研修・セミナーの開催など、障害のある学生等の支援に資する取組を適切に実施した。

障害のある学生の数・在籍率の推移



平成27年度調査から、これまで「その他」に分類されていたため明示されていなかった障害・疾患名について具体的に例示する見直しを行ったことにより、人数・在籍率が急増している。

4. その他

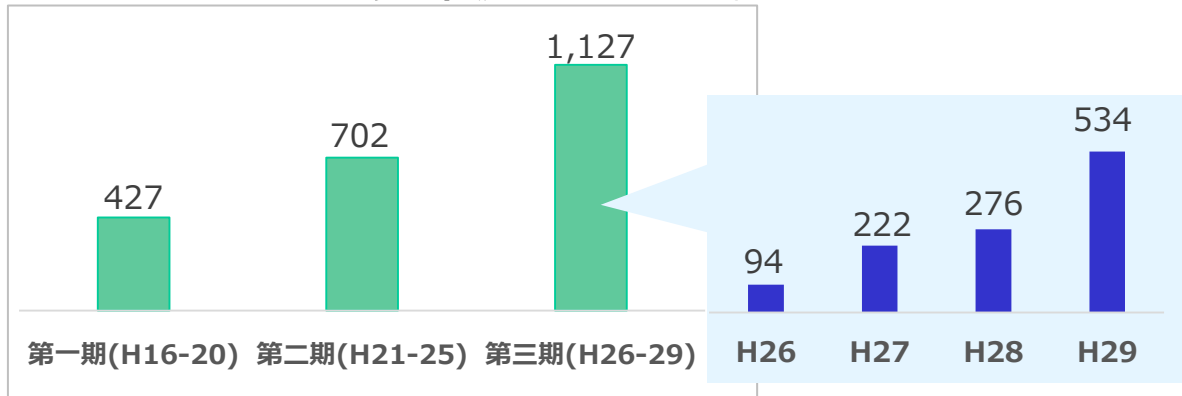
◎第3期中期目標

- ・学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。 < I.5.(2)寄附金事業の実施状況 >
- ・寄附金等の外部資金や自己収入の確保（中略）に努める。 < Ⅲ (1)収入の確保等 >

<文部科学省有識者意見>

寄附金募集について積極的な取組を行った結果、前年度を大きく上回る成果をあげたことは評価できる。

■学生支援寄附金の獲得状況 (単位：百万円)



※トビタテ！留学JAPAN（H26～）に係る寄附を除く

寄附金獲得に向けた広報やシステム整備等を積極的に進め、平成29年度には過去最高額の寄附を受領。

他の収入（日本留学試験検定料収入、日本語学校収入、留学生宿舍収入）とあわせた自己収入額の合計についても、28年度1,697百万円から29年度は1,988百万円の17.2%増となった。

一方、宿舍の廃止により影響を受けた「留学生宿舍収入」を除く自己収入額の合計額は、今期4年間で4,098百万円に達し、30年度が29年度と同額にとどまると仮定しても、前期比で33.2%増となる見込み。

■寄附金事業の状況

○優れた業績を挙げた学生等の顕彰（JASSO優秀学生顕彰）H17年度～

経済的理由により修学に困難がありつつも、優れた業績を挙げた学生等を顕彰し、さらなる活動を奨励。平成29年度は53名を顕彰。

○被災した学生等の学業継続支援（JASSO支援金）H26年度～

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生等に対し、支援金（一人10万円）を支給。特に平成28年度は、熊本地震等で被災した1,953名の学生等に対し、支援金を支給。

○学生支援の推進に資する調査研究（JASSOリサーチ）H29年度～

今後の学生支援の推進に資する政策的な調査研究を、公募により選定した若手研究者等に依頼して実施。初回となる平成30年度分については、平成29年度末に公募を実施し、平成30年4月に8件を選定。1件100万円以内を支給して実施。

■自己評価

寄附金事業：H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [A] 見込 [A]
収入の確保：H26 [B] H27 [B] H28 [B] H29 [B] 見込 [A]

今期は1年を残しながらも前期の約60%増の寄附を獲得し、これをもとに学生支援に資する二つの事業を創設するなど積極的に取り組んだ。自己収入全体でも見ても、高い伸びを見せている。

◎第3期中期目標・中期計画

以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

- ① コンプライアンス職員研修
- ② **個人情報保護の徹底**
- ③ 情報公開の適正な実施

<文部科学省有識者意見>

機構職員や委託業者による漏洩等の発生件数が減少しており評価できる。機構職員と委託業者によるものの発生件数は0件を目指して引き続き努力が必要である。

コンプライアンス推進の一環として、役員を含めた研修の拡充、ダブルチェック等を含む「機構内統一ルール」の整備、現場からの報告の徹底と全体での情報共有など、個人情報保護の徹底に取り組んでいる。

■個人情報保護の徹底に向けた取組

1. 研修の拡充

① 全員研修

機構独自のテキストを作成し、**全役職員**に確認テストを含め実施
新任者には、着任直後に個別研修を実施

② 重点研修（平成29年度～）

個人情報を含む文書等の発送件数が多い部署の全職員を対象に、
ケーススタディを含む実践型の研修を実施

③ 管理者研修

各部等の情報保護管理者等を対象に、マネジメント面での研修を実施

2. 機構内統一ルールの整備

文書発送時の宛先、封入物等の**ダブルチェックを義務化**（平成29年度～）

3. 再発防止の徹底

- ・ 事故事案（ヒヤリハット事案を含む）の**役員・管理者への迅速な報告**（特に第一報）を徹底
- ・ 発生部署の全職員による**職場ミーティング**を開催し、原因、再発防止策等を議論
- ・ 事故事案（ヒヤリハット事案を含む）の原因、再発防止策等について、委託先を含め**全体で情報を共有・活用**
- ・ 全役員、部長等で構成する「**リスク管理委員会**」に**取組状況等を定期報告**（平成29年度～）等

■個人情報漏えい事案の発生（認知）状況（単位：件）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
機構職員によるもの	9	22	21	4
委託業者によるもの	1	3	6	3
当該者の住所変更未届等に起因するもの	0	6	9	20
郵便事故等によるもの	0	6	19	16
計	10	37	55	43

機構の過失
による事案

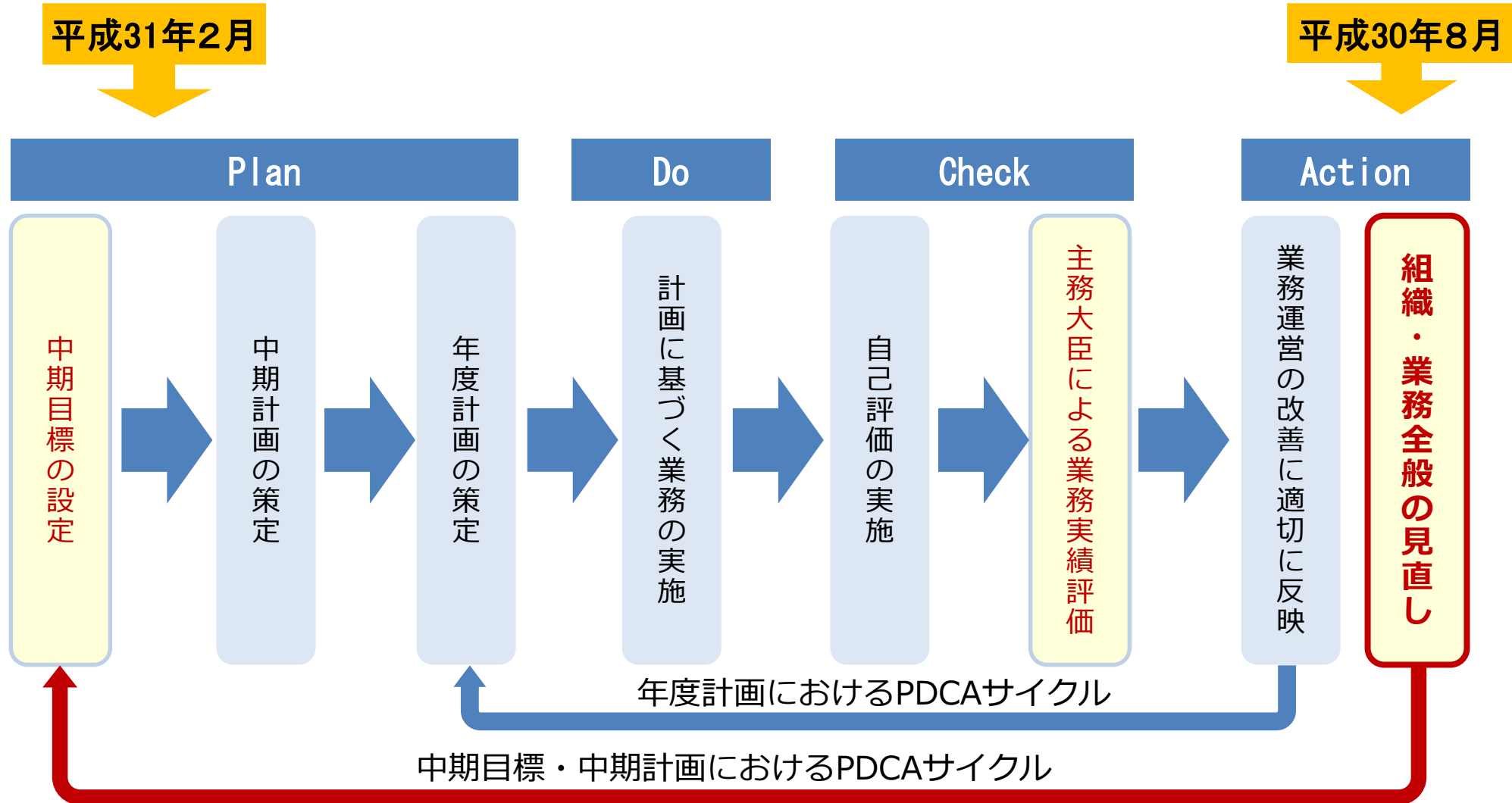
（参考）JASSOの郵便物発送件数
年間約1,200万件

■自己評価 H26 [C] H27 [B] H28 [C] H29 [B] 見込 [B]

ヒヤリハット事案を含め現場からの迅速な報告が徹底され、当該事案を踏まえた研修、ルール整備等の対策を実施した結果、機構の過失による事案が大幅に減少するなど、改善が図られている。

独立行政法人日本学生支援機構の見直し内容

独立行政法人日本学生支援機構の見直し内容



1. 政策上の要請及び現状の課題

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的とする、学生支援のナショナルセンターである。第3期中期目標期間においては、平成29年3月に独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律が成立し、給付型奨学金が創設される等、学生支援事業における本法人の重要性はますます高まっている。

昨今の学生への経済的支援を取り巻く状況としては、高等教育のアクセスの機会均等の充実が求められており、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、給付型奨学金の大幅な拡充等の低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策が2020年4月に実施されることが示され、「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」（平成30年6月14日高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議）においては、給付型奨学金等を円滑かつ確実に実施するため、本法人のシステム改修や必要な人員配置等の体制整備を行う必要性が報告されたところである。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、グローバルに活躍する人材の育成が重要であり、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進が挙げられている。同計画においては、さらに、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害のある学生の学習機会の整備を推進するとされているところである。

このような現状を踏まえ、本法人は以下に示すような経営課題に対応していくことにより、様々な社会的諸要請に応え、学生支援に資する施策を実施することが求められる。

- 奨学金の貸与及び支給について、事業規模の変化及び制度改正に対応し、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等を的確に支援すること。
- 給付型奨学金や所得連動返還方式の導入等、重要な制度改正に伴い奨学金制度の周知がより一層求められることから、生徒・学生や保護者、学校担当者等に対し、適時に、正確でわかりやすい情報提供に努め、さらに、奨学金の適切な利用についての理解を深める取組を行うこと。
- 外国人留学生数及び日本人留学生数はともに増加しており、引き続き、意欲と能力のある学生が留学の機会を得られるよう、国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進すること。

- 高等教育段階における障害のある学生の在籍者数が急激に増加している状況を踏まえ、各学校における障害学生支援の取組を促進するとともに、大学等における多様なインターンシップの推進等に関するキャリア教育の取組拡大を支援するため、問題の把握・分析、先進的取組の共有等、情報提供の一層の充実を図ること。
- 理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、業務や組織の適切な改善及びこれに必要とされる職場環境整備を行うとともに、効果的かつ効率的な業務運営に努めること。
- 給付型奨学金の拡充等に対応し、円滑かつ確実に実施するため、必要なシステムの改修や人員配置等の体制整備を図ること。また、事業規模の拡大、業務の複雑化・高度化及び奨学金制度に係る諸施策等に着実に対応するため、人件費を含めた業務運営のための経費の確保、必要とされる環境整備、健全な財政運営を維持すること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定）に従って、独立行政法人は情報セキュリティ対策を講じることが求められている。
さらに、「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成28年10月12日改定）に基づき、独立行政法人は、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の対象とされている。
業務上、マイナンバーや個人情報を取り扱うことから、国の方針に基づいて体制を整備するとともに、情報管理の徹底に加え、サイバー攻撃等への対応の強化など、セキュリティ対策に万全を期すこと。

2. 講ずべき措置

上記で述べた本法人に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（1）中期目標期間

本法人が実施する学生支援業務は、奨学金の貸与や支給など長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標期間を5年とする。

（2）中期目標の方向性

今中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、次期中期目標において重要事項として位置づける。

○ 奨学金事業

・ 奨学金制度の適切な運用

給付型奨学金の大幅な拡充等の低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策の実施も踏まえ、経済的支援を必要とする学生等に対し、奨学金の支給及び貸与を的確に実施するとともに、債権の適切な管理及び返還金の確実な回収に引き続き努める。

学校との連携を強化し、適格認定などの在学中の指導の充実等により、奨学生としての学業精励の自覚を促す。貸与奨学生においては、返還意識の涵養を図るとともに、減額返還制度、返還期限猶予制度等のセーフティネットへの理解を深め、延滞防止やモラルハザードの防止につなげる。

給付型奨学金や所得連動返還方式等の新たな施策の実施にあたっては、適宜、事務、体制等の見直しや効率的な運用に努めつつ、確実に対応するとともに、施策の効果検証に取り組む。奨学金制度に係る手続においてはマイナンバーを活用し、生徒・学生、返還者等の利便性の向上を図る。

・ 奨学金制度の周知・広報の充実

生徒・学生や保護者、学校担当者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。インターネット等を活用した広報においては、SNS等の普及、スマートフォンやタブレット端末によるアクセスの増加を考慮し、SNS等の活用、ユーザビリティ等の向上を図る等、利用者への情報提供の一層の充実を図る。

また、奨学金制度の概要、手続き等の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。

・ システム・体制の整備

給付型奨学金の拡充等にあたっては、「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」での検討を踏まえ、世帯収入に応じた段階的な支給や進学後の学習状況に応じた措置等を円滑かつ確実に実施するため、必要なシステム改修や人員配置等の体制整備を行う。

○ 留学生支援事業

・ 外国人留学生の受入れ

外国人留学生の受入れについて、大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、ホームページ等による日本留学情報発信、学資金支給、留学生に対する就職支援、留学経験者のネットワーク化の支援等の充実を図り、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。

・ 日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学について、政府方針に基づき、海外留学支援制度による学資金支給事業等の適切な実施や、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進する。

また、官民協働留学支援策であるトビタテ！留学JAPAN について、目標の達成に向けて努めるとともに、トビタテ！留学JAPAN の施策で得た経験を、日本人学生の海外留学の機運醸成及び留学支援施策に活かす。

○ 学生生活支援事業

・ 障害学生支援

障害学生支援においては、障害のある学生に対する支援体制の整備が求められている中、障害のある学生の増加に伴い支援体制の整備は全体として進展傾向にあるものの、体制整備が進まない学校も存在することから、障害学生支援に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。また、これに併せて、障害学生への修学支援に係る実態調査を通じて問題の把握・分析を行うほか、先進的取組事例の収集及び情報提供の一層の充実に努め、大学等の障害学生支援体制整備の全体的な底上げを図る。

・ キャリア教育・就職支援

キャリア教育・就職支援の推進のため、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築に資するよう、全国規模のガイダンスや様々な課題に対応したワークショップ等を実施するとともに内容の充実を図る。また、産学連携による教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。

○ 業務運営及び財務内容等に関する事項

・ 内部統制・ガバナンス等の充実

理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される事業規模の変化、制度改正に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれに必要とされる職場環境の整備等を推進し、適切な業務運営に努める。

・ 業務の効率化・運営体制の整備

事業規模の拡大、業務の複雑化・高度化及び奨学金制度に係る諸施策等に着実に対応するため、業務の更なる効率化、合理化に努めるとともに、人件費を含めた業務運営のための経費の確保、必要とされる環境整備を行い、健全な財政運営の維持に向けた取組を行う。

・ 情報セキュリティ対策の推進

引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき本法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

・ 寄附金広報の強化

学生支援業務の充実に資するため、寄附金募集に係る広報の取組を強化し、一層の寄附金獲得拡大を図る。